

報告第 1 号

専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定による昭和 60 年 3 月 28 日寒川町議会議決に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町の義務に属する損害賠償について、次のとおり専決処分する。

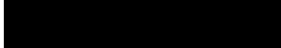

### 損害賠償の額を定めることについて

町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠償金額 143,858 円

2 賠償の相手方



3 賠償の理由 令和 4 年 12 月 6 日午後 2 時 27 分頃、学校の校地内において、同校の施設作業員が草刈り作業をしていたところ、同作業による飛び石が同校地内を走行していたの車両に当たり、当該車両の助手席側窓ガラスを損傷させたため、その損害を賠償するものとする。

令和 5 年 1 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄